



認証番号
090720

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成23年10月増刊号

鳥取県の最低賃金が決定されました

鳥取県内の事業所では、使用者は、最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。また、この最低賃金は、常用、臨時、アルバイト、パートタイマーなどの雇用形態にかかわらず県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

1時間646円 平成23年10月29日発効

※ 特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

●最低賃金額には、次の賃金は含まれません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②臨時に支払われる賃金
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の割増賃金



労働保険事務組合
委託事業主の方へ

労働保険料2期分

口座振替日は

11月1日(火) です

ご多忙の中恐縮ですが
ご留意いただきますよう
お願いいたします

年金改悪案は撤回しかない

厚生労働省は、10月11日、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関）に年金改革案を提示しました。

その中身は、

- ①現在行われている老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュールの前倒し
- ②老齢厚生年金・老齢基礎年金の支給開始年齢のさらなる引き上げ

老齢厚生年金の支給開始年齢は以前は60歳でした。それが平成6年の法改正で65歳支給開始、ただし、激変緩和措置として移行措置（男子は昭和36年4月2日以降生まれのひとから65歳支給開始、女子は昭和41年4月2日以降生まれの人から65歳支給開始）を設けるということになりました。

その移行措置の最中に、①支給年齢引き上げスケジュール前倒し②支給年齢のさらなる引き上げ とは、国民の理解は到底得られません。

「最低保障年金」はどうなったのでしょうか。そちらこそ具体化するべきです。

相次ぐ公約違反に断固抗議します。